

災害時における応急対策の協力に関する協定

千葉市（以下「甲」という。）と 株式会社タケエイ（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、千葉市域で地震、風水害等による大規模災害が発生し、又は発生が予想される場合の応急対策の実施について必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対し協力を要請するものとする。

2 前項の規定による要請（以下「協力要請」という。）は、「応急対策協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭で要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。

3 乙は、協力要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い応急対策を実施するものとする。

（応急対策の内容）

第3条 協力要請する応急対策は、次に掲げる業務とする。

- （1）災害により発生した廃棄物の一時保管等処理に関する業務
- （2）その他、甲が必要と認める業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、常に出動体制及び被害状況に応じた資機材の供給体制について、整備するものとする。

（報告）

第5条 乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、遅滞なく甲に報告するものとする。

（費用負担）

第6条 支援の実施に要する費用は、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

（損害補償）

第7条 第3条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、この期間満了の1か月前までに、甲、乙、いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第9条 この協定に定めがない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙双方署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 2年 8月 20日